

事例バンク利用規約

第1条 (適用範囲)

1. 本利用規約は、リードプラス株式会社(以下「リードプラス」といいます)から第4条に記載するサービス(以下「本サービス」といいます)の提供を受けようとする者(以下「顧客」といいます)が遵守・了解すべき事項を規定するものであると同時に、顧客とリードプラスとの間の本サービスの利用に関する契約(以下「利用契約」といいます)の内容をなすものとします。
2. 別途リードプラスが顧客に交付する「事例バンク<媒体料金・原稿仕様一覧>」(以下「事例バンクサービスマニュアル」といいます)他、リードプラスが顧客に提示するルール、細則又は注意事項等は、本利用規約の一部を構成するものとします。

第2条 (通知)

本利用規約において、リードプラスから顧客への通知は、通知内容を電子メール、書面又はリードプラスのホームページに掲載する等、リードプラスが適当と判断する方法により行うものとします。

第3条 (利用規約の変更)

1. リードプラスは、本利用規約を随時変更できるものとします。なお、本サービスの利用条件その他利用規約の内容は、変更後の利用規約を適用するものとします。
2. 前項の規定により、リードプラスが本利用規約を変更する場合は、30日以上の予告期間において、変更後の利用規約の内容を顧客に通知するものとします。但し、法令に対応する必要がある、又は第三者の利益を保護する必要がある場合など、緊急の必要があるとリードプラスが判断した場合には、前述の予告期間をおかずに通知を行い、利用規約の変更を行う場合があります。

第4条 (サービスの内容)

1. リードプラスが本サービスにおいて提供する役務、及び本サービスの具体的な内容は、「事例バンクサービスマニュアル」に定めるものとします。

第5条 (利用の申込・承諾)

1. 本サービスの利用を希望する顧客は、リードプラス所定の方法により申し込むものとします。
2. リードプラスは、前項に定める方法による申込があったときは、審査を行います。
3. 顧客とリードプラスとの間の利用契約は、顧客の申込に対し、リードプラスが承諾の意思表示を行った時点、もしくは申込受付後5営業日以内にリードプラスから顧客に対し何等の意思表示のない時点で成立するものとします。
4. リードプラスは、次の各号のいずれかに該当する場合、その申込を承諾しないことがあります。
 - ① 顧客が、リードプラスの定める掲載基準に沿わないとき。
 - ② 本サービスの提供、及び保守運用が技術的に困難であるとリードプラスが判断したとき。
 - ③ 顧客が、利用料金等の支払いを怠る恐れがあるとき。
 - ④ 顧客が振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき、もしくは顧客が公租公課の滞納処分を受

け、又は支払の停止もしくは仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立がある等、顧客が当該申込にかかる利用契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき又は債務の履行が困難と想定されるとき。

⑤ 顧客が、第7条第1項各号に該当する恐れがあるとき。

⑥ 顧客が、申込以前に本サービスの利用契約をリードプラスから解除されているとき、もしくは顧客による本サービスの利用が、申込時点で停止中であるとき。

⑦ 顧客が、虚偽の内容の申込を行ったとき。

⑧ 顧客が、本サービスを利用して第三者の権利を侵害し、もしくは違法行為をなすおそれがあるとリードプラスが判断したとき。

⑨ 前各号のほか、リードプラスの業務遂行上支障があるとリードプラスが判断したとき。

第6条 (サービスの中止)

1. リードプラスは、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を一時的に中止することがあります。

① リードプラスが本サービスを提供する設備の保守上、又は工事上やむを得ない事由が生じたとき。

② リードプラスが本サービスを提供する設備の障害等やむを得ない事由が生じたとき。

③ 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき。

2. リードプラスは、前項各号の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、予めその理由及び期間を顧客に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第7条 (サービスの停止)

1. リードプラスは、顧客が次の各号のいずれかに該当する場合、顧客への本サービスの提供を停止することがあります。

① 利用契約上の債務の履行を怠ったとき。

② 違法に又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき。

③ 利用申込に当たって虚偽の内容を記載したことが判明したとき、または第16条第1項各号に定める行為を行ったとき。

④ 前各号のほか、本利用規約に違反する行為を行ったとき。

2. リードプラスは、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、予めその旨を顧客に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第8条 (サービスの廃止)

1. リードプラスは、都合により本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2. リードプラスは、本サービスを廃止するときは、顧客に対し、廃止する日の3ヶ月前までに書面により、その旨を通知します。

3. 第1項の規定により本サービスが廃止されたときは、当該廃止日をもって顧客との利用契約が終了したものとみなします。

第9条 (リードプラスが行う利用契約の解除)

1. リードプラスは、第7条の規定により本サービスの提供を停止された顧客が、当該停止の日から1ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないときは、利用契約を解除することができるものとし、ます。
2. リードプラスは、顧客が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、直ちに利用契約を解除することができるものとし、ます。
 - ① 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - ② 整理、民事再生、会社更生手続の開始、若しくは破産を申し立てられ若しくは申し立てたとき。
 - ③ 営業の全部又は重要な一部を譲渡し、又はその決議をしたとき。
 - ④ 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りになる等支払停止状態に至ったとき。
 - ⑤ 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消の処分を受けたとき。
 - ⑥ 資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき。
 - ⑦ 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第10条 (顧客が行う利用契約の解除)

1. 顧客は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用契約を解除することはできないものとし、ます。
 - ① リードプラスが本利用規約又は利用契約の条項の一に違反した場合。
 - ② リードプラスが解除に合意した場合。
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、顧客は利用契約を直ちに解除することができるものとし、ます。
 - ① 第6条第1項各号の事由が生じたことにより、本サービスを利用することができなくなった場合において、顧客が本サービスに係る契約の目的を達することができないとリードプラスが認めるとき。この場合、顧客の利用解除申請書による通知がリードプラスに到着した日に解除の効力が生じるものとし、ます。
 - ② 第8条の規定により本サービスが廃止された場合。この場合、当該廃止の日に解除の効力が生じるものとし、ます。

第11条 (解除の将来効)

利用契約の解除は将来に向かって効力を生ずるものとし、ます。但し、解除後といえども、それまでにリードプラスがなした本サービスに対する顧客の未払い利用料金の支払債務は残存するものとし、ます。

第12条(利用料金)

本サービスの利用料金は、「事例バンクサービスマニュアル」に定めるものとし、ます。

第13条 (利用料金の請求と支払い)

1. 利用料金の請求方法・支払条件については、別途定めるものとし、ます。

2. 前項の規定にかかわらず、顧客に第9条第2項各号のいずれかに該当する事由がある場合には、リードプラスから何等の督促を受けることなく、単なる通知によって、顧客はリードプラスに対する一切の債務について支払期限の利益を失い直ちに債務全額をリードプラスに支払うものとします。
3. 顧客において本サービスの申込者と請求先が異なる場合、利用料金その他債務の支払いの責任は請求先が負い、申込者はそれを連帯して保証するものとします。

第14条 (個人情報取扱)

1. 顧客は、本サービスを通じて取得した、事例バンク読者の氏名、メールアドレス、住所、電話番号等の個人情報(以下「個人情報」といいます)を、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとします。また、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して技術面及び組織面において合理的な安全対策を講ずるものとします。
2. 顧客は、個人情報の利用を事例バンク読者本人より同意を得た収集目的の範囲内で行うものとします。収集目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合、少なくとも個人情報の収集及び利用の目的を書面により通知又は電磁的記録として送信することにより、予め当該事例バンク読者の同意を得、又は利用より前の時点で当該事例バンク読者に拒絶の機会を与える等、当該事例バンク読者による事前の了解の下に利用を行うものとします。
3. リードプラスは、顧客による個人情報の利用について事例バンク読者から問い合わせを受けた場合には、顧客の連絡先を案内することができるものとします。
4. 顧客は、顧客による個人情報の利用について事例バンク読者とリードプラスの間にクレーム・紛争が生じた場合、または、顧客による個人情報の開示・漏えい等により事例バンク読者に損害が発生した場合には、顧客の責任と費用において解決するものとし、リードプラスを免責せしめるものとします。
5. 顧客は、利用規約に基づく役務提供終了後10営業日を超えた事例バンク読者の個人情報の提出を、リードプラスへ請求することはできません。
6. 本条各項に定める他、顧客は、本サービスを通じて取得した事例バンク読者の個人情報の取り扱いにつき、個人情報保護法その他関連法規を遵守するものとします。

第15条 (リードプラスの権限及び免責)

1. リードプラスは、顧客によりリードプラス又は事例バンク読者その他の第三者に提供される写真、イラスト、問合せに対する回答内容その他一切の情報(以下「情報等」といいます)が、リードプラス又は事例バンク読者その他の第三者に損害を与える危険性があると合理的に判断した場合、事前に顧客に対して通知することにより、情報等の閲覧停止、削除、顧客による本サービスの一部又は全部の利用の停止等、合理的な措置を採ることができます。但し、当該措置を採ることはリードプラスの義務ではなく、かつ、緊急やむを得ない場合には、事後の通知で足りることとします。
2. リードプラスは、事例バンク読者その他の第三者から提供を受けた一切の情報(当該情報には、事例バンク読者の問い合わせ内容、登録内容等が含まれますが、これに限られません。)の真実性、適法性、有益性等について一切保証しないこととし、顧客と事例バンク読者その他の第三者間でなされた情報のやり取り及びこれに起因するトラブル等の一切に関して、対応及び解決する責任を負わないことと

します。

第 16 条 (顧客の利用上の注意事項)

1. 顧客は、本サービスの利用に関連して、次の各号に該当する行為をしないことを確約するものとします。

- ① リードプラスもしくは第三者の著作権、商標権等の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ② 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ③ 第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- ④ 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
- ⑤ わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- ⑥ 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- ⑦ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑧ ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- ⑨ 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘の物品、電子メールもしくは FAX を送付する行為、又は他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある物品、電子メール・FAX を送付する行為
- ⑩ プログラムを用いて、文字、番号、記号その他の符号を、もっぱら電子メールアドレスもしくは FAX 番号として利用することが可能な符号を作成するため、自動的に組み合わせる方法で作成した電子メールアドレスもしくは FAX 番号に、電子メール・FAX を送信する行為
- ⑪ 他者の設備等又は本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- ⑫ その他法令もしくは公序良俗に違反(売春、暴力、残虐等)し、もしくは他者に不利益を与える行為、又はそのおそれのある行為

2. 顧客は、情報等の最新性、正確性等に留意することとします。

3. 顧客は、情報等を本サービスの利用に供する正当な権利を有しており、かつ、情報等が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証します。顧客は、リードプラスが情報等について事例バンク読者その他の第三者から異議、クレーム、損害賠償等の請求をされた場合、自己の費用と責任において、当該異議、クレーム、損害賠償等の請求を解決することとし、リードプラスに対して一切迷惑をかけないことを保証します。

4. 前項は、顧客が、第三者の提供する商品サービスについて本サービスの利用を申し込む場合、当該第三者の提供する商品サービスに関する広告内容について、リードプラスが当該第三者から異議、クレーム、損害賠償等の請求を受けた場合に準用することとします。

第 17 条 (ID 及びパスワード)

1. リードプラスは顧客に対し、本サービスの利用に必要な ID とパスワードを付与するものとします。

2. 顧客は、パスワードを厳に秘密として保持するものとします。

3. 顧客は、顧客のログイン用 ID 及びパスワードにより本サービスが利用されたときには、顧客自身の利用とみなされることに同意するものとします。但し、リードプラスの故意又は過失によりログイ

ン用 ID 又はパスワードが第三者に利用された場合には、この限りではありません。

4. 顧客は、顧客のログイン用 ID 及びパスワードの盗用、紛失もしくは漏洩等により、個人情報の主体等の第三者に損害が生じた場合には、賠償する責を負うものとします。

第 18 条 (損害賠償の範囲)

1. リードプラスは、本サービスを提供すべき場合において、停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生などリードプラスの責に帰すべき事由以外の原因により利用契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、リードプラスはその責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとします。ただし、リードプラスの故意または重過失による場合はこの限りではありません。なお、この場合、リードプラスがサービス提供を行わなかった部分については顧客の支払債務も生じないものとします。

2. 前項の場合において、リードプラスが賠償する範囲は、利用不能期間に相当する利用料金を限度とします。

3. 顧客は、本条に定める請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、その権利を失うものとします。

第 19 条 (免責)

リードプラスは前条の場合を除き、顧客又は第三者に対して、本サービスの提供に起因して発生した損害について責任を一切負わないものとします。

第 20 条 (権利の譲渡)

顧客は、利用契約に定める権利義務を、第三者に譲渡することはできません。

第 21 条 (準拠法、合意管轄)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本利用規約は平成 20 年 6 月 16 日より実施します。